

お知らせ

〔年金だより〕
学生納付特例制度の
簡素化について

学生納付特例制度により、平成23年度(H23・4)～H24・3)に保険料納付を猶予されている方で、平成24年度(H24・4)～H25・3)も引き続き在学予定の方には、3月下旬に基礎年金番号等の印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されます。

同一の学校に在学する場合は、そのハガキに必要最小限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書および学生証は不要です。なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書等が必要です。また、平成24年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は岡谷年金事務所までご連絡ください。

岡谷年金事務所
☎233-3661
住民福祉課 国保年金係
☎622-9111

出張年金相談会

皆さまにご利用いただいております出張年金相談会を、平成24年度は次の日程で開設します。

●相談日 毎月第1水曜日。ただし、25年1月は第2水曜日です。

●時間 午前10時～午後3時
●場所 役場3階
301～303会議室

●相談担当
岡谷年金事務所担当官
☎233-3661

●問 岡谷年金事務所

住民福祉課 国保年金係
☎622-9111

森林の所有者届出制度が
4月からスタートします

平成23年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

●届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく

土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

●届出期間 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

●届出事項 届出書には届出者と前所有者の住所・氏名・所有者となった年月日・所有権移転の原因・土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として登記事項証明書(写し)・可または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

●問 産業課 農林係

☎622-9232
諏訪地方事務所林務課 普及林産係
☎572-920

平成24年度農業者
戸別所得補償制度

●農業者戸別所得補償制度の目的
販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を補償することで、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指します。

●対象者 「出荷」「販売」を目的として作物を作付している農家の方。

※出荷・販売が無い方(自家消費等)については補助の対象とはなりません。

補償の内容

| 対象 | 助成名称 | 補償内容 |
|------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水田 | 主食用米 | 米の所得補償交付金 15,000円 ・作付面積から一律10aを控除して補助。 ・米価が標準的な販売額を下回った場合、その差額も補償。 |
| | 水田の転作 | ①麦・大豆・飼料作物 |
| ②米粉用米・飼料用米・WCS用稲 | | 80,000円/10a |
| ③そば・なたね・加工用米 | | 20,000円/10a |
| その他 | その他の転作物(野菜・花卉・果樹等) | 産地資金 10,000円/10aを基本 ・作付面積に応じて補助。 |
| 水田・畑 | そば・麦・大豆・なたね | 畑作物の所得補償交付金(数量払) 出荷数量に応じて補助 ・播種前に販売先(出荷先)との出荷・販売契約を結ぶ必要があります。 ・麦・大豆・なたねについては、出荷前に農産物検査を受けなければ、出荷数量に応じた補助を受けることができません。 |

●補償の内容 仕組みや単価は、平成23年度と同じ(→右表)。

●農業者を対象とした説明会 3月17日(土)午前10時～12時
コミュニティプラザ2階大会議室(全町対象)

●問 産業課 農林係
☎622-9232

農林水産省関東農政局
松本地域センター伊那支所
☎0265-723178

剪定木の受け入れと
木材チップ配布の受付開始

燃えるごみの減量と資源化を目的として、庭木等を剪定した枝木等を受け入れ、チップ化したものを配布します。※受入・配布の希望者は事前に生活環

●受入・配布日時 4月～11月

●受入・配布期間 第2・第4日曜日
午後3時～午後5時

●問 剪定木の受け入れ条件
町内の一般家庭から出る剪定木(枝木等)で、町が指定する場所へ直接持ち込みできること。

●受入・配布日時 第2・第4日曜日
午後3時～午後5時

●問 剪定木の受け入れ条件
町内の一般家庭から出る剪定木(枝木等)で、町が指定する場所へ直接持ち込みできること。
・直径15cm以下の枝木で、長さが概ね2m以下であること。
・竹、木の根、土や泥でひどく汚れたものや建築廃材などは持ち込めません。

【木材チップの配布】

- ・配布 先着順
- ・町の指定する場所へ直接取りに来ていただき、袋詰めや積み込みは各自で行っていただきますので、スコップ等をお持ちください。
- ・広く大勢の方に配布するため、初回に申し込みされた方を優先します。(再申込可)

申込 建設課 生活環境係

☎62-9114

生ごみ自家処理方法の

説明会

可燃ごみの減量と資源化をめざして、ホームコンポストなどを使った家庭でもできる生ごみ処理方法の説明会を開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

●日時

3月18日(日)午後1時～

●場所 コミュニティ・プラザ 大会議室

問 建設課 生活環境係

☎62-9114

春の火災予防運動

3月1日～3月7日

統一標語「消したはず

決めつけしないで もう二度」

火災の発生しやすい季節を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を

減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、春の火災予防運動が行われます。また、春の火災予防運動に併せて、今年は車両火災予防運動も行なわれます。車内からのタバコの投げ捨て、不要なライター

の置き忘れ、ガソリン・灯油等の危険物をみだりに車内・車外に保管することは、思いがけない火災の発生を招きますので絶対にやめましょう。自動車は私たちの生活に無くてはならないものです。適切な使用・維持管理を行ない、火災予防に心がけましょう。

◎住宅防火 いのちを守る3つの習慣・4つの対策

【3つの習慣】

- ①寝たばこは絶対やめる。
- ②ストーブは燃えやすい物から離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- ①逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具や衣類からの火災を防ぐため、防炎製品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すため、住宅用火災器等を備える。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくる。
- ◎火災を防止するために、次のことを守りましょう。
- ①家の周りに燃えやすいものを置かない。
- ②火が消えるまではその場から離れない。

③就寝前、外出時には火の元を確認する。

④焚火、土手焼きをする時は必ず消火用具を準備する。

⑤風の強い日は屋外で、火を使わない。

問 消防課 予防係

☎61-0119

松本消費生活センター

岡谷支所の統合

松本消費生活センター岡谷支所は、一層充実した県民サービスを提供するため、3月末をもって閉所し、4月1日から松本消費生活センターに統合することになりました。

これまでご利用いただいた皆さまにはご不便をおかけしますが、4月以降の消費生活に関するご相談はお住まいの市町村消費生活相談窓口または松本消費生活センターをご利用ください。

問 松本消費生活センター

☎0263-351556

募 集

登録保育士、代替指導員

【病児・病後児保育の登録保育士について】

●時間 午前8時～午後6時(土日、祝日、お盆、年末年始を除く)※利用申し込みのある日のみの勤務です。(半日勤務も可)

●勤務場所 富士見高原病院(病児・病後児保育室)

【児童クラブの代替指導員】

●時間 下校～午後7時(学校登校日) 午前8時～午後7時(学校休業日)

●勤務場所 富士見小学校(児童クラブ室) 本郷小学校(児童クラブ室) 境小学校(多目的ホール) ※資格の有無は問いません。

●登録いただける方は、履歴書(病児保育に登録いただける方は保育士証)を役場2階10番子ども課子ども支援係までお持ちください。

問 子ども課子ども支援係

☎92-62667

特別養護老人ホーム恋月荘

看護・介護職員

- 応募資格
 - ・看護職員(看護師・准看護師)
 - ・介護職員(不問)
- 試験 面接他(随時)
- 給与 14万9千8百円(その他 賞与・特勤手当あり)
- 募集期間 3月31日(土)

受付問

特別養護老人ホーム恋月荘

☎62-4101

長野県福祉大学校保育学科

一般入試第二次募集

長野県福祉大学校では、来年度の保育学科学生の第二次募集を実施します。

●出願期間

3月8日(木)まで

●試験日 3月14日(水)

●募集人数 若干名

問 長野県福祉大学校

☎57-4821

幼児食

「ばくばく教室」開催

子どもと一緒に「おはぎ」にぎってみませんか。「好き嫌みのある方も一緒に楽しく作って食べましょう。」

●日時 3月16日(金)

午前9時20分集合～正午

●場所 保健センター2階

●内容 「どうしたら食べるようになるのかな」の話

●料理実習 メニュー:おはぎ・カルシウム魚・鉄サラダ

●対象者 2～3歳児とその家族(今まで参加していない方)

●申込 3月9日(金)午前

●定員 先着10組

●参加費 無料 ※託児有り(兄弟の託児も可)

●持ち物 親子ともエプロン、三角巾、マスク、託児のおぶ

い紐

申込問

住民福祉課 保健予防係

☎62-9134